

優先評価化学物質相当と判定された物質一覧(令和3年12月16日)

評価単位		人健康影響			生態影響			専門家による詳細評価を踏まえ優先評価化学物質に指定(判断基準)	人健康影響の観点から優先評価化学物質に指定	生態影響の観点から優先評価化学物質に指定
名称	暴露クラス	有害性クラス	優先度	暴露クラス	有害性クラス	優先度				
1. 優先度「高」として優先評価化学物質相当と判定された物質										
-	[2-ヒドロキシ-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルエタン-1-アミニウムと飽和脂肪酸(C=10~20、直鎖型)又は不飽和脂肪酸(C=16~18、直鎖型)とのエステル化反応生成物]の塩				1	2	高			○
-	N, N-ジポリオキシエチレン-N-アルキル(C8~18、直鎖型)アミン(数平均分子量が1,000未満のものに限る。)				4	1	高			○
2. 優先度「中」又は「低」であるが、専門家による詳細評価により優先評価化学物質相当と判定された物質										
【CAS登録番号】 10605-21-7	メチル=1H-ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート(別名カルベンダジム)				5	1	中	○(生態影響)		○
【CAS登録番号】 123-77-3	C, C'-ジアゼンジイルジメタンアミド	4	2	中				○(人健康影響)	○	
【優先評価化学物質 通し番号】 139	(T-4)-ビス[2-(チオキソ-κS)-ピリジン-1(2H)-オラト-κO]亜鉛(II)	4	2	中				○(人健康影響)	○	○※1
3. 人健康影響のみ又は生態影響のみが指定根拠の優先評価化学物質について、指定根拠外項目の評価により優先評価化学物質相当と判定された物質										
【優先評価化学物質 通し番号】 209	クレオソート油	3	2	高					○	○※2

※1:生態影響の観点から平成24年12月21日に優先評価化学物質に指定済み。

※2:生態影響の観点から平成28年4月1日に優先評価化学物質に指定済み。